

大 使 館 情 報

2017年6月

【目次】

1. ブラジル・マクロ経済情勢

- (1) 経済情勢等（5月発表の経済指標）
- (2) 経済政策等
- (3) 中銀の金融政策等
- (4) 為替市場
- (5) 株式市場

2. ブラジル政治情勢

[内政]

- (1) テメル大統領による前下院議長の買収工作容認疑惑
- (2) 重要法案の審議
- (3) ラヴァ・ジャット捜査の進展
- (4) ルセーフ・テメル正副大統領の大統領選挙当選取消訴訟
- (5) 閣僚の交代

[外政]

- (1) ヌネス外相、ベネズエラ憲法制定議会発足を非難
- (2) 仏大統領選結果に対する伯政府反応
- (3) ヌネス外務大臣のアフリカ訪問
- (4) 北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する伯政府反応
- (5) 米州人権委員会及び国連人権高等弁務官事務所による伯国内人権状況に対する伯外務省の

反論声明

- (6) 米州機構外相協議会へのヌネス外相出席

3. トピックス

- (1) 「第6回ブラジリア日本祭り」の開催
- (2) 日ブラジル特許審査ハイウェイ（PPH）の試行開始

4. 大使館からのお知らせ

- (1) 外務省 海外安全ホームページ
- (2) ブラジル渡航情報

1. ブラジル・マクロ経済情勢

1. 経済情勢等（5月発表の経済指標）

（1）中銀が週次で発表しているエコノミスト等への調査に基づくGDP成長率予測に関し、5月26日時点では、本年のGDP成長率は0.49%で先週から下方修正、明年のGDP成長率は2.48%とされた。また、本年のインフレ率見通しは3.95%で先週から上方修正、明年のインフレ率見通しは4.40%とされた。

（2）4月の拡大消費者物価指数（IPCA）は単月で0.14%となり、前月の0.25%から下落した。また、過去12か月累計では4.08%となり、政府のインフレ目標（4.5%±1.5%）の中央値を下回る水準に入った。

（3）3月の鉱工業生産指数は、前年同月比+1.1%で2か月ぶりにプラスに転じた一方、前月比では▲1.8%となり、2か月ぶりにマイナスに転じた。

（4）4月の貿易収支は、輸出額は176.86億ドル（前年同月比+15.1%、前月比▲11.9%）、輸入額は107.17億ドル（前年同月比+2.0%、前月比▲17.2%）で、差引き69.69億ドル（前年同月比+43.3%、前月比▲2.3%）となり、26か月連続の貿易黒字を記録した。

（5）3月の小売売上高は、前年同月比▲4.0%で24か月連続のマイナス、前月比でも▲1.9%となり、2か月連続でマイナスを記録した。

（6）全国の失業率（2～4月の移動平均）は13.6%となり、前回の公表値（1～3月の移動平均）から0.1%下落した。なお、失業率の下落を記録したのは、2014年9～11月以来となった。

2. 経済政策等

（1）5月3日、連邦議会下院特別委員会は、年金制度に関する憲法改正案の採決を行い、賛成23票、反対14票の賛成多数で可決した。

（2）5月18日、財務省国庫局は、最新の政治情勢による影響を引き続き注視するとともに、市場の完全な機能と十分な流動性を確保するために必要な措置を講ずるとの声明を発表した。

（3）5月26日、大統領府は、マリア・シルヴィア・バストス・マルケス伯経済社会開発銀行（BNDES）総裁が辞任し、後任としてパウロ・ラベッロ・カストロ（Paulo Rabello Castro）伯地理統計院（IBGE）総裁を新総裁に任命する旨発表した。

3. 中銀の金融政策等

（1）5月19日、中銀は、大幅なレアル安を受けて、大規模な通貨スワップの入札（先物市場でのドル売り・レアル買い）を実施した。

（2）5月31日、中銀の金融政策委員会（Copom）は、政策金利（Selic）を1.00%引き下げて10.25%とする旨を全会一致で決定した。なお、政策金利の引下げの決定は6会合連続となった。

4. 為替市場

（1）5月のドル・レアル為替相場は、前半は安定的に推移したものの、後半は政情不安により一時的に大きくレアルが売られるなど、内政動向に対して過敏に反応する展開となった。

（2）月の前半は、年金制度改革案の議会審議に楽観的な見通しが広がったこと等を受けて、1ドル=3.0～3.1レアル台で推移した。

(3) 月の後半に入り、テメル大統領による元下院議長の買収工作容認疑惑が報じられたことを受けて、レアルは一時1ドル=3.4レアル台まで急落した。その後は、中銀による事実上のドル売り・レアル買いの介入や財務省国庫局による流動性供給策の発表等を受けて市場の混乱は比較的短期間のうちに沈静化し、1ドル=3.2レアル台で方向感のないまま推移した。月末は1ドル=3.2270レアルで取引を終えた（前月比1.6%のドル高・レアル安）。

5. 株式市場

(1) 5月の伯の株式相場（Ibovespa 指数）は、前半は年金制度改革の動向等が好感されて続伸したものの、後半は政情不安により大幅に下落するなど乱高下する展開となった。

(2) 月の前半は、一部企業の好決算や年金制度改革案の議会審議に楽観的な見通しが広がったことを受けて、株価指数は一時68,000ポイント台まで続伸した。

(3) 月の後半に入り、テメル大統領による元下院議長の買収工作容認疑惑が報じられたことを受けて、株価指数は一時61,000ポイント台まで急落した。その後は、政情不安や格下げへの懸念は継続しつつも買戻しの動きも入り、株価指数はボラティリティの高い状況となった。月末の株価指数は62,711.47ポイントとなり、前月比▲4.1%の下落となった。

2. ブラジル政治情勢

【内政】

(1) テメル大統領による前下院議長の買収工作容認疑惑

(ア) 17日、テメル大統領がクーニャ前下院議長（汚職容疑により現在拘留中）への口封じのため伯食品大手 JBS 社が行っていた買収工作を容認していたとされる音声記録が報道。

(イ) 18日、ファキン連邦最高裁判事は、伯連邦検察庁に対して、テメル大統領の捜査妨害容疑に関する捜査を許可すると共にバチスタ JBS 元社長等、同社関係者との司法取引を承認。同日夜、テメル大統領とバチスタ JBS 元社長による前下院議長の買収工作容認疑惑に関する音声記録を公開。

(ウ) 18日、テメル大統領は、国民に向けたスピーチで疑惑に関して全面否定すると共に自身の辞任について否定。

(エ) 20日、テメル大統領は、JBS 元社長との会話記録内容の信憑性が判明するまでの間、自身への疑惑に関する捜査を中止するための申立書を連邦最高裁に提出。

(オ) 20日、本件疑惑により PSB（ブラジル社会党）が連立与党を離脱すると共にテメル大統領の辞任を要求。

(カ) 22日、ロシア連邦最高裁長官は、テメル大統領が申し立てた捜査中止にかかる審理を証拠となった音声記録の鑑定後に行うと発表。同日、テメル大統領は、弁護士を通じ、捜査中止の申立てを撤回する代わりに捜査の早期終結を求める新たな申立書を提出（音声記録の独自鑑定結果（70箇所以上の不明瞭点あり）を添付）。

(キ) 24日、テメル大統領の辞任を求める大規模デモがブラジリアで発生。デモ隊の一部が暴徒化し省庁等への襲撃が行われたため、テメル大統領は大統領令により国軍による治安出動を指示。

(ク) 25日、ラマキア伯弁護士会会長は、テメル大統領の弾劾請求を下院に提出。

(ケ) 26日、ジャノー検事総長は、ファキン連邦最高裁判事に対して、テメル大統領、アエシオ・ネーヴェス上院議員、ロウレス下院議員の事情聴取許可を要求。

(コ) 30日、ファキン連邦最高裁判事は、テメル大統領に対する書面による事情聴取を許可。

(2) 重要法案の審議

(ア) 3日、年金改革憲法改正法案が下院特別委員会において修正込みで可決。

(イ) 3日、下院憲法司法委において政治改革憲法改正案（政党要件の厳格化を図るもの）が可決。

(ウ) 17日、上院本会議において地方財政救済法案（財政難の州に対し、連邦財布及び政府系銀行への債務返済を3年間据え置く代わりに、財政再建を義務付ける内容）が可決。

(エ) 31日、上院憲法司法委員会において、正副大統領が任期を一年以上残して不在になる場合の直接選挙実施に関する憲法改正案が可決。

(3) ラヴァ・ジャット捜査の進展

(ア) 10日、クリチバ連邦裁判所において、ルーラ元大統領の第1回尋問が開廷。

(イ) 11日、ファキン連邦最高裁判事は、2010年及び2014年の大統領選時、ルセーフ元大統領の広報担当を行っていたジョアン・サンタナ夫妻の証言を公開。同証言によると、ルセーフ陣営の選挙資金にはオーデブレヒト社から提供された裏金を使用されており、ルーラ及びルセーフは同事実を承知していたとされている。ルーラ側はこれを否定。

(ウ) 15日、クリチバ連邦裁判所は、ルーラ元大統領弁護側に対し、6月20日までに最終弁論書を提出することを言渡し。

(エ) 22日、連邦検察庁は、ルーラ元大統領をオーデブレヒト社から無償で別荘の提供を受けたとして、収賄及び資金洗浄の容疑で起訴。ルーラ元大統領が起訴されたのはこれで6度目（ラヴァ・ジャット捜査では3度目）

(4) ルセーフ・テメル正副大統領の大統領選挙当選取消訴訟

17日、選挙高等裁判所は、6月6日にルセーフ・テメル当選無効訴訟の審理を再開することを決定。

(5) 閣僚の交代

(ア) 18日、フレイレ文化相辞任。

(イ) 28日、テメル大統領は、ジャルディン透明性監察監督庁大臣を法務・公安大臣に、セハリーオ法務・公安大臣を透明性監察監督庁大臣への交代を指名。

(ウ) 30日、セハリーオ元法務・公安大臣は、透明性監察監督庁大臣への交代を不服とし同大臣への就任を拒否。

【外政】

(1) ヌネス外相、ベネズエラ憲法制定議会発足を非難

2日、ヌネス外務大臣は自身のツイッターを通じて、ベネズエラにおける新憲法制定議会発足に関して「クーデターと見なす。民主主義秩序の破壊を示すものであり、同国の憲法に背くもの」と非難。

(2) 仏大統領選結果に対する伯政府反応

7日、テメル大統領及びヌネス外務大臣は、同日投開票された仏大統領選決選投票の結果、マクロン候補の当選に対し祝意を表した。

(3) ヌネス外務大臣のアフリカ訪問

(ア) 8日～15日、ヌネス外務大臣はアフリカ5か国（ナミビア、ボツワナ、マラウイ、モザンビーク、南アを歴訪。

(イ) モザンビークには2日間滞在し、その間、同国政府閣僚との会談の他、12日にはヌネス大臣は、ヴァーレ社、同国港湾当局、CFMの共同プロジェクトであるナカラ回廊開通式に出席した。

(4) 北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する伯政府反応

(ア) 16日、伯外務省は、北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する非難声明を发出。

(イ) 同声明によれば、伯政府は、本年4月28日及び5月13日の朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル発射を非難する、5月15日付国連安保理プレスステートメントに賛同するとして、同国に対し、安保理による関連決議を完全に遵守すると共に、同国が朝鮮半島の平和及び非核化に係る交渉再開に向けた必要な条件を醸成するために積極的に貢献することを要請。

(5) 米州人権委員会及び国連人権高等弁務官事務所による伯国内人権状況に対する伯外務省の反論声明

26日、伯外務省は、24日に発生した、①ブラジルにおける反政府デモの鎮圧、②パラ州南東部の農園における警官隊と不法侵入した土地なし農民との間の銃撃戦の結果、農民10名が死亡した事件、及び、③サンパウロ・クラコランジア地区における麻薬常習者に対し警察が強制撤収を講じた際に負傷者が生じた事件に関して、米州人権委員会及び国連人権高等弁務官事務所(南米地域事務所)が当局の対応を非難する共同プレスステートメントを发出したことに対し、反論声明を発表。

(6) 米州機構外相協議会へのヌネス外相出席

ヌネス外相は、31日、米州機構ワシントン本部で開催された第29回外相協議会に出席。同会合では、主にベネズエラ情勢に関して議論が行われた。

3. トピックス

(1) 第6回ブラジル日本祭りの開催

5月5日～7日、「第6回ブラジル日本祭り」が市民公園パビリオンで開催されました。3日間で約5万人が来場し、和食、日本の音楽、書道、折り紙、武道、太鼓、踊り、コスプレ、アニ

メ等の様々な日本文化を楽しみました。在日本国大使館もブースを設置し、作動のデモンストレーション、日本酒の試飲会、国費留学生制度の説明、観光ビデオの上映、日本語研究機関や各種文化団体のPR資料の配付等を実施しました。

(2) 日ブラジル特許審査ハイウェイ (PPH) の試行開始

2017年3月16日に日本国特許庁とブラジル産業財産庁(INPI)は、特許審査ハイウェイ(PPH)の試行を開始することに合意し、同年4月1日からその試行が開始されました。

PPHとは、ある国の特許庁(先行庁)で特許可能と判断された発明を有する特許出願について、先行庁の審査結果を利用することにより、別の国の特許庁(後続庁)において早期審査が受けられるようにする枠組みです。

ブラジルでは、特許審査待ち期間(出願してから審査結果が通知されるまでの期間)が平均10年超と長期化しており(日本は平均9.3月)、国内外の産業界からは、この期間の短縮が求められています。

今回のPPHの試行開始により、PPHを利用した日本からの特許出願は、ブラジル内で優先的に審査を受けることになるため、その特許審査待ち期間は1年程度に短縮され、日本企業の特許の早期の権利化につながることを期待されます。



小宮特許庁長官とピメンテルブラジル産業財産権庁長官とのPPH署名式

※PPHの試行に関する詳細は、以下の特許庁のHPをご確認ください。

「日ブラジル特許審査ハイウェイ試行プログラムについて」

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/japan_brazil_highway.htm

4. 大使館からのお知らせ

(1) 外務省 海外安全ホームページ

各国の危険情報や安全対策など、海外赴任、出張及び旅行をする際の留意点が掲載されている。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(2) ブラジル渡航情報

(ア) 危険情報

5月9日付で内容を改訂したので御確認いただきたい。以下の地域が「レベル1：十分注意してください。」となっているので、詳細をホームページで確認いただきたい。

- ・ブラジルア連邦区（継続）
- ・サンパウロ州大サンパウロ圏及びカンピーナス市（継続）
- ・リオデジャネイロ州大リオ圏（継続）
- ・アマゾナス州大マナウス圏（継続）
- ・パラ州大ベレン圏（継続）
- ・ペルナンブコ州大レシフェ圏（継続）
- ・バイア州大サルバドール圏（継続）
- ・エスピリトサント州大ビトリア圏（継続）
- ・パラナ州大クリチバ圏（継続）
- ・リオ・グランデ・ド・スル州ポルトアレグレ市（継続）

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo.asp?id=259>

(イ) 安全対策基礎データ

主要各州、都市毎の犯罪発生状況、防犯対策及び滞在時の留意事項等に加え、査証、出入国審査や大使館、総領事館の緊急連絡先が掲載されている。

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure.asp?id=259>

(ウ) テロ・誘拐情勢

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror.asp?id=259>